

## 愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務 企画提案書作成要領

### 1 方針

愛媛県では、令和3年度に「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しており、西条ブロックを構成する新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「各構成市」とする。）において、将来的にブロック内での施設集約を目指す目標を定めています。

そのため、ごみ処理施設の広域化・集約化、施設整備計画等に関する幅広い知識及び高度な専門能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う専門家のコンサルティングを受けることにより、より質の高いごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査の実施を目指しており、本プロポーザルは、別紙業務委託仕様書に示す業務を遂行する受託者を選定するために実施するものです。

### 2 提案書等の作成要領（提案依頼項目）

提案書は以下の要領で作成してください。また、提案書は正確かつ簡潔な内容とし、項目毎に指定する様式、規格及び枚数にまとめてください。また、提出が求められていない資料を必要以上に添付するなど過大なものにならないよう留意し、専門的な知識を有しない者でも理解できるように作成してください。

廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務、一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の両方の実績がある場合は、参加表明書提出時に業務受託一覧表（様式4及び様式5）をどちらも提出してください。

#### (1) 参加表明書提出時

ア 参加表明書（様式1：片面、1枚）

イ 提案者の概要（様式3：片面、1枚）

ウ 廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務受託一覧表（様式4：片面、枚数制限なし）

平成24年度以降の完了実績（元請けに限る）を記入してください。また、実績が3件を超える場合は、3件までの記載で構いません。

エ 一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画受託一覧表（様式

5:片面、枚数制限なし)

平成24年度以降の完了実績（元請けに限る）を記入してください。また、実績が3件を超える場合は、3件までの記載で構いません。

オ 本業務の実施体制（様式6：片面、枚数制限なし）

本業務を実施するにあたっての体制について記入してください。管理技術者、照査技術者及び主担当技術者を示すとともに、業務経験年数が分かるように記入してください。

カ 各技術者の経歴（様式7：片面、1枚）

管理技術者、照査技術者及び主担当技術者の経歴について漏れの無いように記入してください。

(2) 企画提案書提出時

ア 企画提案書等提出届（様式2：片面、1枚）

イ 企画提案書

(ア) 業務の実施方針（A4版縦型、横書、片面、2枚以内）

仕様書に示した本業務目的を遂行するために、受託者としての具体的な実施方針を明確に記載してください。

(イ) 業務実施スケジュール（A3版、様式任意、片面、1枚）

委託期間を契約時（令和4年7月中旬予定）から令和5年3月27日とする場合の業務の実施スケジュールを具体的に記載してください。

(ウ) 業務に関する具体的作業内容（A4版縦型、横書、片面、3枚以内）

仕様書の項目ごとに具体的作業内容を示してください。

(エ) 課題及び本業務における対応方策（A4版縦型、横書、片面、2枚以内）

本業務を進める上での課題と対処方法を簡潔かつ明瞭にまとめて記載してください。

ウ 自由提案（A4版縦型、横書、片面、2枚以内）

上記以外に本業務に対して提案がありましたら、自由に記載してください。

エ 見積書（様式10）

見積金額（税抜）を記載し、（様式10）と合わせて任意の様式で提

案業務全体の経費の明細内訳（算定根拠共）を提出してください。別紙業務委託仕様書の1総則-（4）業務委託内容-ウ・エに示す業務については、①各構成市が単独で施設整備を行う場合、②新居浜市及び西条市で施設集約化を行う場合、③各構成市の3市が施設集約化を行う場合、それぞれの明細内訳がわかるようにしてください。

なお、本見積書は契約の審査基準の根拠とするため、提出後の変更は認めません。

### 3 提出部数

参加表明書提出時：参加表明書（様式1）は、1部提出

2 提案書等の作成要領（提案依頼項目）の(1)のうち、イからカの様式はホチキス止めにして10部、イからカの様式の記載内容を証明するものは別冊にて1部提出のこと

企画提案書提出時：企画提案書等提出届（様式2）を1部提出

企画提案書をホチキス止めし、10部提出

自由提案を10部提出

見積書（様式10）及び明細内訳は封筒に入れ、「見積書在中」としてください。

### 4 失格となる場合

次のいずれかに該当する場合は、該当又は判明した時点から失格となり、以後参加できません。

- (1) 提出期限までに提出すべき書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (5) 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (6) 応募資格を満たさなくなった場合
- (7) その他本協議会が適当でないと認めた場合